

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和3年 ○月 ○○日

広島市長

届出者

住所 ○○県○○市○○町○○番○○号  
氏名 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和2年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	○○○○株式会社 △△工場			<p>保管事業場内に住所の異なる複数の保管の場所がある場合は、各廃棄物の保管の場所を特定できるように記入し、参考事項へも記入してください。          例：保管の場所 ①△区△△町△△番△△号 ②△区△△町△△番□□号          参考事項へ ①に保管 又は ②に保管</p>
保管事業場の所在地	広島市△区△△町△△番△△号			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	主任	××××	電話番号	△△△-△△△-△△△△
保管の場所	同上			

【注1】  
以前から保管・届出している廃棄物で、PCB濃度を分析した結果、微量PCBであることが判明したものがあれば、「濃度区分」欄を修正し、「参考事項」欄にそのことを記入してください。また、PCB濃度の分析結果など濃度が確認できるものを1部添付してください。

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
23-2	変圧器(トランス)	750KVA	AAAA	不明	S39.2	不明	1台	500kg	低濃度	容器なし	囲い有 標示有	分別	なし		濃度分析の結果、低濃度判明(25mg/kg) (分析結果添付)	

令和3年3月31日の時点で保管していた廃棄物を記入してください。  
処分委託している場合であっても、引渡していない場合（保管中のもの）は、記入してください。

高濃PCB廃棄物については、処分を他人に委託することを予定している年月を記入してください。低濃度PCB廃棄物については、記入不要です。

【注2】  
PCBが含まれていないことが判明した場合、「参考事項」欄にそのことを記入し、分析結果などPCBが含まれていないことが確認できるものを1部添付してください。

① 続き

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
24-1	変圧器(トランス)	30KVA	AAAA	PQR	S42.10	製造番号 XXXXX		1台	50kg		容器なし	囲い有 掲示有	分別	なし		PCB非含有 (分析結果添付)
24-2	蛍光灯用安定器	50W	BBBB	不明	S37.2 ほか	不明	2020.6	50個	120kg	高濃度	ドラム缶	囲い有 掲示有	分別	なし	R1.12登録 (c000000000)	平成31年度に精査したところ、一部PCB非含有のものが判明。60個→50個 (再調査結果一覧表を添付。)
31-1	変圧器(トランス)	100KVA	CCCC	ST	S54.10	製造番号 XXXXX		1台	600kg	低濃度	容器なし	囲い有 掲示有	分別	なし		PCB濃度 1.5mg/kg
31-2	変圧器(トランス)	50KVA	DDDD	T	S54.10	製造番号 XXXXX		1台	300kg	低濃度	容器なし	囲い有 掲示有	分別	なし		PCB濃度 2.0mg/kg

「保管開始年度の元号数－任意の番号」で、廃棄物ごとの整理番号を付けてください。

【注3】  
数量の再確認を行った場合や、一部PCBが含まれていないことが判明した場合など、これまでの届出数量等を修正する必要があるときは、「参考事項」欄にそのことを記入してください。分析結果や調査結果など、参考になる資料があれば1部添付してください。

PCB濃度の分析結果など濃度が確認できるものを1部添付してください。  
(保管開始時に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管届出書」に添付して提出済みである場合は、添付する必要はありません。)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				
2-1	変圧器(トランス)	100KVA	CCCC	ST	S54.10	製造番号 XXXXX	1台	600kg	低濃度	R2.4.1	使用停止によるもの	PCB濃度 1.5mg/kg (分析結果添付)
2-2	変圧器(トランス)	50KVA	DDDD	T	S55.8	製造番号 XXXXX	1台	300kg	低濃度	R2.8.10	他の事業場から移動	PCB濃度 2.0mg/kg

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に、使用を停止した機器、他の事業場から移動した機器等新たに保管し始めた廃棄物があれば記入してください。  
(移動時には、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書」を提出する必要があります。)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)					
	該当なし												

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に、他の事業場に移動させたものがあれば記入してください。  
(移動時には「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書」を提出する必要があります。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称		処分年月日
23-1	コンデンサー(3kg以上)	100KVA	AAAA	XYZ	S46.5	DEF0123	1台	100kg	低濃度			R2.10.10	(株)OOOO	R3.1.15	

令和2年4月1日～令和3年3月31日までの間に、PCB廃棄物の処理業者に委託したものがあれば記入し、マニフェストのD票又はE票の写しを添付してください。



(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
  - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
  - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
  - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
  - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
  - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
  - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。